
監査委員公表

監査委員公表第6号

平成26年3月25日付25長監第85号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年7月11日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	溝口	芙美雄
同	高見	健

26 総文第 12 号
平成 26 年 5 月 30 日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県知事 中村 法道 

平成 25 年度行政監査結果に係る措置について（通知）

平成 26 年 3 月 25 日付 25 長監第 85 号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.1

監査の結果	講じた措置
<p>部局名: 危機管理監</p>	
<p>【危機管理課】</p>	
<p>1 内部統制の充実など団体への適切な指導</p> <p>(1) 組織体制について</p> <p>ア 役員等と監事の重複について</p> <p>監事は財産の状況及び業務執行の状況の監査を任務とする内部監査機関であるため、執行機関である幹事等の役員や事務局長と分離すべきであるが、次のとおり分離されていないものがある。</p> <p>(ア) 会則において、監事は幹事の互選により選出するとされており、幹事と監事が重複している。</p>	<p>当協議会の会則の第6条では、幹事の職務として業務の執行を定めているが、実際には、当協議会が所掌する業務の執行は事務局である県が行い、会長である県危機管理課長がこれを総括しております。</p> <p>これに対し、幹事はすべて県以外の構成団体の者であり、会計監事に任せられた者が実態として業務執行者と重複することはないものと考えますが、職務の実態を踏まえ、会則の規程の見直しを検討してまいります。</p>
<p>(2) 内部統制について</p> <p>ア 会計規程等の整備について</p> <p>県財務規則等に準じて会計処理を行っているが、根拠となる規程を整備していないものがある。</p>	<p>「長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会会則」において、経理処理の根拠となる規定を追加し、平成26年5月22日の幹事会で承認を受けております。</p>
<p>イ 予算、決算の議決等について</p> <p>予算、決算の議決等について、次のとおり是正すべき点がある。</p> <p>(ア) 予算の議決について</p> <p>事業開始前までに議決せず、当該年度中に開催される総会等議決機関で議決しているものがある。</p>	<p>「長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会会則」において、事業年度開始から当該会計年度の予算が成立するまでの間、前年度予算の4分の1を限度として、会長が暫定予算を執行できる旨の規定を追加し、平成26年5月22日の幹事会で承認を受けております。</p>
<p>2 むすび</p> <p>今回監査において、支出等会計事務を迅速に行うなど重要施策を円滑に実施するため、団体を組織していると所管課は説明している。</p> <p>団体運営に万全を期すために、所管課と団体は団体の内部管理体制を絶えず見直し、事故を招かない体制づくりを進めるべきである。</p> <p>また、所管課は団体の実情や県の各種規程等を勘案しながら、文書保管に係る規程や決算書、現金出納簿など規程や様式等の整備、財務情報の公開などにより、透明性の確保もすすめるよう団体を指導すべきである。</p> <p>あわせて、所管課は社会情勢の変化などを踏まえ、団体の果たすべき役割を検証し、県職員による団体従事が必要か、事務局機能を県の機関から県以外の団体等へ移管ができないか、他の団体と合併ができないかなど不断の見直しをすべきである。</p> <p>なお、解散を予定している団体に関与する所管課は、解散後の文書引継、保管等について遺漏のないよう関係課と調整すべきである。</p>	<p>事務局を担当する県以外の者が会計監査を行うこととしているが、事故を招かない体制づくりを進めるため、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>また、透明性の確保をすすめるため、各種規程等の整備について指導してまいります。</p> <p>当面は県が事務局として事務処理を行うのが適当と考えますが、社会情勢の変化等を注視し、体制について見直すべき事態が生じた場合には、適正に対応してまいります。</p>

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.1

監査の結果	講じた措置
部局名:危機管理監	
【消防保安室】	
<p>1 内部統制の充実など団体への適切な指導</p> <p>(1) 組織体制について</p> <p>ア 役員等と監事の重複について</p> <p>監事は財産の状況及び業務執行の状況の監査を任務とする内部監査機関であるため、執行機関である幹事等の役員や事務局長と分離すべきであるが、次のとおり分離されていないものがある。</p> <p>(イ)事務局長と監事が重複しており、実際に同一人が両者に就任している。</p>	<p>監事を役員以外の会員の中から委員会が推薦し、会長が委嘱するものと規約を改正し、H26年6月18日の委員会に諮る予定としております。</p>
<p>(2) 内部統制について</p> <p>ア 会計規程等の整備について</p> <p>県財務規則等に準じて会計処理を行っているが、根拠となる規程を整備していないものがある。</p>	<p>「長崎県女性防火防災クラブ連絡協議会経理規程」を整備し、平成26年6月18日の委員会に諮る予定としております。</p>
<p>2 むすび</p> <p>今回監査において、支出等会計事務を迅速に行うなど重要施策を円滑に実施するため、団体を組織していると所管課は説明している。</p> <p>団体運営に万全を期すために、所管課と団体は団体の内部管理体制を絶えず見直し、事故を招かない体制づくりを進めるべきである。</p> <p>また、所管課は団体の実情や県の各種規程等を勘案しながら、文書保管に係る規程や決算書、現金出納簿など規程や様式等の整備、財務情報の公開などにより、透明性の確保もすすめるよう団体を指導すべきである。</p> <p>あわせて、所管課は社会情勢の変化などを踏まえ、団体の果たすべき役割を検証し、県職員による団体従事が必要か、事務局機能を県の機関から県以外の団体等へ移管ができないか、他の団体と合併ができないかなど不断の見直しをすべきである。</p> <p>なお、解散を予定している団体に関する所管課は、解散後の文書引継、保管等について遺漏のないよう関係課と調整すべきである。</p>	<p>委員会の会務や経理を監査する監事を事務局や役員以外の者に就任してもらい、管理体制を見直してまいります。</p> <p>また、経理規程を整備し、文書の保管や予算・決算等に関する取扱いを明確にいたします。</p> <p>当面は県が事務局として事務処理を行うのが適切だと思いが、社会情勢の変化等を注視し、体制について見直すべき事態が生じた場合には見直しを行ってまいります。</p>

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.1

監査の結果	講じた措置
<p>部局名:企画振興部</p>	
<p>【新幹線・総合交通対策課】</p>	
<p>1 内部統制の充実など団体への適切な指導</p> <p>(2) 内部統制について</p> <p>イ 予算、決算の議決等について</p> <p> 予算、決算の議決等について、次のとおり是正すべき点がある。</p> <p>(ア) 予算の議決について</p> <p> 事業開始前までに議決せず、当該年度中に開催される総会等議決機関で議決しているものがある。</p>	<p>「九州新幹線(福岡～佐賀～長崎)建設促進期成会」においては、平成26年度事業計画及び収支予算について、平成26年3月に幹事会による承認を受けました。</p> <p>これにより、今年度当初からの事業着手が可能となりました。</p>
<p>2 むすび</p> <p>今回監査において、支出等会計事務を迅速に行うなど重要施策を円滑に実施するため、団体を組織していると所管課は説明している。</p> <p>団体運営に万全を期すために、所管課と団体は団体の内部管理体制を絶えず見直し、事故を招かない体制づくりを進めるべきである。</p> <p>また、所管課は団体の実情や県の各種規程等を勘案しながら、文書保管に係る規程や決算書、現金出納簿など規程や様式等の整備、財務情報の公開などにより、透明性の確保もすすめるよう団体を指導すべきである。</p> <p>あわせて、所管課は社会情勢の変化などを踏まえ、団体の果たすべき役割を検証し、県職員による団体従事が必要か、事務局機能を県の機関から県以外の団体等へ移管ができないか、他の団体と合併ができないかなど不断の見直しをすべきである。</p> <p>なお、解散を予定している団体に関する所管課は、解散後の文書引継、保管等について遺漏のないよう関係課と調整すべきである。</p>	<p>団体に対する補助金や負担金の県費支出事務については、団体側の申請書類作成担当者と県側の支出担当者を分離してチェックを行っております。</p> <p>また、通帳保管者、印鑑保管者を分離して、事故防止に努めております。</p> <p>なお、「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」においては、規約のほかに経理規程や事務局細則等を定め、財務情報については、総会において会員に配布して承認を得ており、「九州新幹線(福岡～佐賀～長崎)建設促進期成会」においては、規約のほかに経理規程、内規を定め、財務情報については、構成する3県で共有しております。</p> <p>「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」については、新幹線建設促進、2次交通としての鉄道の利便性向上や新幹線を活用したまちづくりの推進を図るため、平成25年6月に「長崎新幹線建設期成会」と「長崎県鉄道利用促進協議会」を合併したものです。</p>

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.1

監査の結果	講じた措置
<p>部局名:企画振興部文化観光物産局</p>	
<p>【国際課】</p>	
<p>1 内部統制の充実など団体への適切な指導</p> <p>(2) 内部統制について</p> <p>イ 予算、決算の議決等について</p> <p> 予算、決算の議決等について、次のとおりは正すべき点がある。</p> <p> (ア) 予算の議決について</p> <p> 事業開始前までに議決せず、当該年度中に開催される総会等議決機関で議決しているものがある。</p> <p>(3) 会計処理について</p> <p>ア 規程と会計処理の不一致について</p> <p> 事務処理規程において、会計は企業会計の原則により記録するものとしてされているが、実際は単式簿記で記録しているものがある。</p>	<p>他の同種の団体の取扱い等を踏まえて検討した結果、長崎県日中親善協議会事務処理規程を改正し、会長は当該年度の予算が成立するまでの間、人件費、事務費等の固定的経費等について、前年度予算の4分の1以内の額で暫定予算を作成し、執行することができることといたしました。</p> <p>他の同種の団体の取扱い等を踏まえて検討した結果、長崎県日中親善協議会事務処理規程を改正し、会計処理は、長崎県財務規則を基本とし、長崎県の会計処理に準じた取扱いを行うことといたしました。</p>
<p>2 むすび</p> <p>今回監査において、支出等会計事務を迅速に行うなど重要施策を円滑に実施するため、団体を組織していると所管課は説明している。</p> <p>団体運営に万全を期すために、所管課と団体は団体の内部管理体制を絶えず見直し、事故を招かない体制づくりを進めるべきである。</p> <p>また、所管課は団体の実情や県の各種規程等を勘案しながら、文書保管に係る規程や決算書、現金出納簿など規程や様式等の整備、財務情報の公開などにより、透明性の確保もすすめるよう団体を指導すべきである。</p> <p>あわせて、所管課は社会情勢の変化などを踏まえ、団体の果たすべき役割を検証し、県職員による団体従事が必要か、事務局機能を県の機関から県以外の団体等へ移管ができないか、他の団体と合併ができないかなど不断の見直しをすべきである。</p> <p>なお、解散を予定している団体に関与する所管課は、解散後の文書引継、保管等について遺漏のないよう関係課と調整すべきである。</p>	<p>長崎県日中親善協議会においては、預金の通帳と銀行届出印の管理者を別として、安全対策を講じており、現金の収受については、収入・支出帳簿及び銀行通帳により適切に管理を行い、事故を招かない体制を作っております。</p> <p>また、事務処理規程において会計、決裁、給与、文書管理等に係る規程を整備しており、財務情報については、毎年度、理事会及び総会において当該年度の収支決算書類をご審議いただき、承認をいただいております。</p> <p>長崎県日中親善協議会は、中国との交流事業を効果的に展開するため、県が中心となり、市町村、経済団体、民間交流団体等官民一体となって設立されたものであり、交流の取組みは、中国国内でも高く評価されているところであり、日中関係が厳しい状況の中、長崎県と中国との関係において、当協議会の果たす役割は今後も極めて重要であり、県、市長、民間交流団体等との一層の連携を図るため、県職員による団体従事が必要と考えております。</p>

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.1

監査の結果	講じた措置
<p>部局名: 国体・障害者スポーツ大会部</p>	
<p>【大会総務課、競技式典課、施設調整課、障害者スポーツ大会課】</p>	
<p>1 内部統制の充実など団体への適切な指導</p> <p>(2) 内部統制について</p> <p>イ 予算、決算の議決等について</p> <p> 予算、決算の議決等について、次のとおり是正すべき点がある。</p> <p> (ウ) 議決事項に係る記録について</p> <p> 議事録等の作成について会則等に規定していないため、議事録等議決事項を審議したことを証する書類を作成していないものがある。</p> <p>エ 決裁について</p> <p> 歳入について、1件の金額が100万円以上のものは、事務局長決裁と団体の事務局規程に規定されているが、事務局課長決裁となっているものがある。</p>	<p>平成24年6月27日の第2回総会及び平成25年6月28日の第3回総会について議事録を作成し、事務局長まで回覧を行いました。また、「事務局規程」の改正を行い、「大会総務課」の「事務分掌」の中に「議事録の作成」について明記いたしました。</p> <p>歳入のうち1件の金額が100万円以上のもので事務局課長決裁となっているものについては、平成24年度以降の収入同簿の見直しと確認を行い、事務局長までの決裁を行いました。</p>
<p>2 むすび</p> <p>今回監査において、支出等会計事務を迅速に行うなど重要施策を円滑に実施するため、団体を組織していると所管課は説明している。</p> <p>団体運営に万全を期すために、所管課と団体は団体の内部管理体制を絶えず見直し、事故を招かない体制づくりを進めるべきである。</p> <p>また、所管課は団体の実情や県の各種規程等を勘案しながら、文書保管に係る規程や決算書、現金出納簿など規程や様式等の整備、財務情報の公開などにより、透明性の確保もすすめるよう団体を指導すべきである。</p> <p>あわせて、所管課は社会情勢の変化などを踏まえ、団体の果たすべき役割を検証し、県職員による団体従事が必要か、事務局機能を県の機関から県以外の団体等へ移管ができないか、他の団体と合併ができないかなど不断の見直しをすべきである。</p> <p>なお、解散を予定している団体に関する所管課は、解散後の文書引継、保管等について遺漏のないよう関係課と調整すべきである。</p>	<p>県の組織規則における大会総務課、競技式典課、施設調整課、障害者スポーツ大会課の事務分掌は、「国体・大会の開催準備に関すること」としており、「国体・大会の開催準備に関すること」=「実行委員会の業務」との考えから、県職員は公務として「実行委員会の業務」に当たっており、事務局長として、県部長を配置するなど事故を招かない体制づくりに努めております。</p> <p>また、当実行委員会では、文書保管や会計処理の諸規程の整備、入札情報の公開など県に準じた取扱を行っており、透明性の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、当実行委員会は、27年3月に解散予定であり、解散後の文書引継や保管等については、今後、新行政推進室、部の主管課等の関係課と調整を行ってまいります。</p>

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.1

監査の結果	講じた措置
<p>部局名:福祉保健部</p>	
<p>【原爆被爆者援護課】</p>	
<p>1 内部統制の充実など団体への適切な指導</p> <p>(2) 内部統制について</p> <p>イ 予算、決算の議決等について</p> <p> 予算、決算の議決等について、次のとおり是正すべき点がある。</p> <p> (イ) 決算の議決について</p> <p> 議決機関である理事会の開催が毎年3月頃であるため見込み額で議決しているものがある。</p> <p>ウ 通帳及び銀行届出印の保管について</p> <p> 事故防止のため、通帳と届出印の管理は執行機関側において複数の職員で行うべきであるが、監事が銀行届出印を保管しているものがある。</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 委託事業の適切な実施について</p> <p> 委託事業について、契約書に定めた事業規模を達成し委託目的を遂行するよう努めるべきであるが、外国における活動があるため困難な事情があると認められるものの、県等からの委託事業のうち、委託金額の7割近くを執行できずに精算返納しているものがある。</p>	<p>理事会は現行の日程(3月下旬～4月上旬)で行い、その場で理事会に決算見込み額の報告を行い、決算額の確定後、書面で理事に送付し承諾書を提出してもらおうということが平成26年4月4日の理事会において決定されました。</p> <p>今後ナシム会長印は通帳管理者と別の事務局書記が管理することいたしました。</p> <p>韓国からの研修者受入事業の参加人数が減少しているため、派遣元である大韓赤十字社と相談の上、招聘する医師の確保に努めるほか、韓国原子力医学院(キラムス)とも連携し、研修医師を確保し、委託目的を遂行するよう努めることとしております。</p>
<p>2 むすび</p> <p> 今回監査において、支出等会計事務を迅速に行うなど重要施策を円滑に実施するため、団体を組織していると所管課は説明している。</p> <p> 団体運営に万全を期すために、所管課と団体は団体の内部管理体制を絶えず見直し、事故を招かない体制づくりを進めるべきである。</p> <p> また、所管課は団体の実情や県の各種規程等を勘案しながら、文書保管に係る規程や決算書、現金出納簿など規程や様式等の整備、財務情報の公開などにより、透明性の確保もすすめるよう団体を指導すべきである。</p> <p> あわせて、所管課は社会情勢の変化などを踏まえ、団体の果たすべき役割を検証し、県職員による団体従事が必要な、事務局機能を県の機関から県以外の団体等へ移管ができないか、他の団体と合併ができないかなど不断の見直しをすべきである。</p> <p> なお、解散を予定している団体に関する所管課は、解散後の文書引継、保管等について遺漏のないよう関係課と調整すべきである。</p>	<p>団体に対する補助金や負担金の支出については、県・市の監査委員により監査を行っており、また、会長印と通帳は別の事務局員が管理するなど、事故を招かない体制を作っております。</p> <p>また、決算書、会計処理の規程や文書保管に係る規程は県に準じた取り扱いを行っており、透明性の確保に努めております。</p> <p>現在、外国からの医師受入の調整、研修内容の調整等は長崎大学原研リスク等の研究施設で行っているところであり、今後はさらに情報交換を密にし、スムーズな研修受入が行えるよう図ってまいります。</p> <p>なお、ナシム事務局においては、県と市が連携をとりながら分担可能な事務について、検討を行ってまいります。</p>

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.1

監査の結果	講じた措置
<p>部局名:水産部</p>	
<p>【水産加工・流通室】</p>	
<p>1 内部統制の充実など団体への適切な指導</p> <p>(2) 内部統制について</p> <p>ア 会計規程等の整備について</p> <p>県財務規則等に準じて会計処理を行っているが、根拠となる規程を整備していないものがある。</p> <p>また、団体の各構成員の取組に要した経費について、審査のうえそれぞれの5割程度を支出しているが、その根拠が定められていないものがある。</p>	<p>平成26年5月に、経理規程を整備し、その中で負担割合も決めました。</p> <p>今後は、規程に基づいた適切な処理に努めてまいります。</p>
<p>イ 予算、決算の議決等について</p> <p>予算、決算の議決等について、次のとおり是正すべき点がある。</p> <p>(イ) 決算の議決について</p> <p>監事の監査を経ずに議決しているものや規約に規定されていない部会において議決しているものがある。</p> <p>ウ 通帳及び銀行届出印の保管について</p> <p>事故防止のため、通帳と届出印の管理は執行機関側において複数の職員で行うべきであるが、執行機関側が保管する場合においても通帳と届出印を同一人が管理しているものがある。</p> <p>(3) 会計処理について</p> <p>イ 決算書と出納簿の不一致等について</p> <p>決算書について、出納簿の受入額・支払額を踏まえて作成すべきところ、決算書と位置づけている「収支精算書」の収入額・支出額が、出納簿の受入額・支払額と一致していないものがある。</p> <p>さらに「収入の部」の県負担金欄に普通預金利息が計上されており、「支出の部」の事業費にも一部計上漏れがある。</p>	<p>平成26年5月に、本協議会で決算を行うための規程を整備いたしました。</p> <p>また、決算の議決前の監査や、国費の受入が遅れた場合の決算手続きについても、関係規定を整備いたしました。</p> <p>平成25年12月から通帳と届出印の管理を別の者が行うことといたしました。</p> <p>平成25年度決算から、「収入の部」に預金利息欄を設けるとともに、決算書と出納簿との整合を図りました。今後も、適正な処理に努めてまいります。</p>
<p>2 むすび</p> <p>今回監査において、支出等会計事務を迅速に行うなど重要施策を円滑に実施するため、団体を組織していると所管課は説明している。</p> <p>団体運営に万全を期すために、所管課と団体は団体の内部管理体制を絶えず見直し、事故を招かない体制づくりを進めるべきである。</p> <p>また、所管課は団体の実情や県の各種規程等を勘案しながら、文書保管に係る規程や決算書、現金出納簿など規程や様式等の整備、財務情報の公開などにより、透明性の確保もすすめるよう団体を指導すべきである。</p>	<p>通帳と届出印の管理体制の見直しに加え、事務局長による内部監査や構成団体の活動の確認など、内部管理体制の徹底に努めてまいります。</p> <p>また、構成団体の企業情報に配慮した透明性の確保について、そのあり方を議論し、その結果、輸出全体の実績などに関して県への報告を行うことといたしました。</p> <p>今後も、透明性の確保に向けて指導してまいります。</p>

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.2

監査の結果	講じた措置
部局名:水産部	
【水産加工・流通室】	
<p>あわせて、所管課は社会情勢の変化などを踏まえ、団体の果たすべき役割を検証し、県職員による団体従事が必要か、事務局機能を県の機関から県以外の団体等へ移管ができないか、他の団体と合併ができないかなど不断の見直しをすべきである。</p> <p>なお、解散を予定している団体に関する所管課は、解散後の文書引継、保管等について遺漏のないよう関係課と調整すべきである。</p>	<p>県と民間の構成団体では利害関係が生じないため、情報収集が行いやすく、それらを活用した更なる事業拡大が可能であることから、現時点では事務局機能について県が担うことが必要であると考えております。</p> <p>今後、必要に応じて、適宜見直しを行ってまいります。</p>

26教総第58号
平成26年5月30日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 溝口 芙美雄 様
長崎県監査委員 高見 健 様

長崎県教育委員会委員長 野中 彌三 

平成25年度行政監査結果に係る措置について（通知）

平成26年3月25日付25長監第85号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成25年度行政監査結果に係る措置

【意見】

NO.1

監査の結果	講じた措置
部局名:教育庁	
【競技力向上対策課】	
<p>1 内部統制の充実など団体への適切な指導</p> <p>(1) 組織体制について</p> <p>イ 事務局職員の任命について</p> <p>事務局規程により、事務局員は代表者が任命すると規定されているが、事務局員の任命に関する書類を作成していないものがある。</p>	<p>平成25年度から、長崎県競技力向上対策本部事務局規程第3条第2項の規程に基づき、事務局員の任命にかかる辞令を、職員に対し書面により交付したところ です。</p>
<p>2 むすび</p> <p>今回監査において、支出等会計事務を迅速に行うなど重要施策を円滑に実施するため、団体を組織していると所管課は説明している。</p> <p>団体運営に万全を期すために、所管課と団体は団体の内部管理体制を絶えず見直し、事故を招かない体制づくりを進めるべきである。</p> <p>また、所管課は団体の実情や県の各種規程等を勘案しながら、文書保管に係る規程や決算書、現金出納簿など規程や様式等の整備、財務情報の公開などにより、透明性の確保もすすめるよう団体を指導すべきである。</p> <p>あわせて、所管課は社会情勢の変化などを踏まえ、団体の果たすべき役割を検証し、県職員による団体従事が必要か、事務局機能を県の機関から県以外の団体等へ移管ができないか、他の団体と合併ができないかなど不断の見直しをすべきである。</p> <p>なお、解散を予定している団体に関与する所管課は、解散後の文書引継、保管等について遺漏のないよう関係課と調整すべきである。</p>	<p>支出等会計事務については、これまでも複数職員によるチェック体制や、通帳と印鑑を別の職員で管理するなど、適正な会計事務に努めてきたところです。</p> <p>今後より一層、各職員一人ひとりが事故防止の意識を自覚し会計事務に従事するとともに、チェック体制、管理体制の徹底を図り、引き続き事故を招かぬよう適正な会計事務に努めてまいります。</p> <p>対策本部の予算は財務規則に準じて執行しているところです。</p> <p>また、本部委員の監事を税理士等2名に委嘱し、県からの委託料の決算については毎年委嘱監事による監査を経たのちに、本部委員会において決算報告並びに新年度予算について、審議並びに承認を受けており、透明性の確保に努めているところです。</p> <p>対策本部は当時低迷していた本県競技力の向上を図るため、平成4年2月に官民一体となって設置された県内唯一の団体です。</p> <p>以来、対策本部が主体となり、各種強化助成事業、研修事業、会議等を開催し、本県競技力の向上を牽引しております。</p> <p>設置当時から6年間は40位台を推移していましたが、7年後の平成11年度に25位に躍進し、以来昨年度までの15年間で20位台が7回、10位台が3回と本県国体成績は、設置後確実に順位が向上しています。</p> <p>これは、民間代表や競技指導者からなる本部委員からの助言等を参考としながら、事務局機能の移管等を含め、団体の果たすべき役割について不断の見直しや検討を行いつつ、事業内容についても毎年度見直し、その積み重ねの成果が、本県国体成績に結びついてきたものと考えております。</p> <p>今年度開催の「長崎がんばらんば国体」における天皇杯、皇后杯の獲得に向け、これまで対策本部が取り組んできた施策は、今年度で集大成を迎えることとなりますが、長崎国体終了後の本県競技力の維持について、今後も引き続き対策本部の果たすべき役割を検証しながら、検討を進めてまいります。</p>